

地域医療支援病院の管理者の行うべき事項の制定について

医療法第 16 条の 2 第 1 項第 7 号の規定に基づく、医療法施行規則第 9 条の 19 第 1 項第 2 号の規定による「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事の定める事項」として、以下の 2 項目を定める。

- 1 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において、感染症医療の提供を行うこと
- 2 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること

(根拠法令等)

○ 医療法（昭和 23 年 7 月 23 日法律第 205 号）第 16 条の 2 第 1 項第 7 号

第 16 条の 2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。
- 二 救急医療を提供すること。
- 三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
- 四 第 22 条第 2 号及び第 3 号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。
- 五 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第 22 条第 2 号又は第 3 号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。
- 六 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

○ 医療法施行規則（昭和 23 年 11 月 5 日厚生省令第 50 号）第 9 条の 19 第 1 項第 2 号

第 9 条の 19 法第 16 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。
- 二 地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項。
- 2 前項第一号の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。
- 3 都道府県知事は、第 1 項第二号に規定する事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。